

追加と基地排水工事における事務費におきまして、職員の人件費がいままで一名のみが対象となっておりましたが、交渉の結果さらに二名の人件費が承認され、また補助金の追加も伴って事業費の全般的経費の調整によりまして、基地排水事業に対する市の負担分が相当額減額になっております。

なお道路整備の万全を期するために、さらに土木費に対する補修用資材費を二百五十万円追加してございます。

次に消防費でございますが、今回四百四十七万七千円を追加補正しようとするもので、消防組合への追加負担金の四百四十五万円がまたるものでございまして、消防組合に対する本年度の負担分は八千五百六十九万円と相なります。その他いたしましては消防団員の条例の改正に伴います報酬の追加分を計上いたしております。

次に教育費につきましては二百九万五千円の追加でありまして、主たる補正の内容といたしましては、図書室の充実をはかるために再度図書購入費を二百五十万円追加いたしまして、本年度の図書購入費につきましては合計四百万円と相なつた次第でございます。それとまた

小学校児童用の机は順次計画的に一人用の机に更新してまいりましたが、ここに追加いたしまして新学期より全児童が一人用机を使用できるように新たに百四十四万円の追加をいたした次第でございます。その他

教育費につきましては、教育費全般におきまして今後の教育行政に必要な経費等を見込むと同時にすでに不用額が生じている経費等を整理いたしましてここに予算の調整を行なつておる補正でございます。

最後に予備費につきましては、余す四十七年の全般的行政に対処できるように、二百二十七万三千円の追加をお願いいたした次第でございます。

以上をもって歳出関係のご説明といたします。

はなはだざつぱくな説明でございますが、慎重審議の上、何とぞ原案におりこ可決くださいますようお願い申し上げます。補正予算の説明を終ります。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○一番（貫井喜代次君） 質問と申しますか、要望と申しますか、この補

正予算を見まするに、中に事業費等の関係も含んでおりますので、こゝに補正予算を組む時期が時期的に新年度予算やいろいろな関係で忙がしいときであつて無理な注文になるかと思ひますけれども、年度末の事業等の補正にあつてはおそろくとも、特に本年は一月、二月と続いて臨時会もあつたおりでもある、そういったことを考えますと、この三月もあと幾日もないという時期まで待たないで、二月なりあるいは見通しのついた場合の一月なりの臨時会にでも提出したらよろしいんではなからうかと、今回は補正予算と他の議案との関連が多いので特にそのようなことを感するものでございます。議案と関連する補正予算のやり方によつては早期に施行する事業、予算等を別途の提案としてやることにすれば、あるいはこれがどういふふうになりますかわかりませんが、そういったことで早期に実施する事業や購入するといふものがもう幾日もない、二日か三日かないといふふうなところまで追ひ込まないでもできることは、即行政の施行を円滑にするということになるのではなからうかというふうに考へるのであります。特にこの予算をみますと、土木関係あるいは小学校関係にこゝにたものが、

盛られておりますけれども、こゝにたことがやますると時期的にきまらないうこととで粗漏になりがちな面が起こりはしないかという懸念とあるので、特にそういうふうな面についての今後のこゝにた補正予算特に新年度を控えた年度末における補正予算に對しては十分な留意、計と工夫をいたしたいといふふうに考へるものであります。事業費の土木費で市道の補修用資材もみよりの額があります、新学期における児童の机等も新学期といへば四月早々に始まるわけですから、この予算が議決されてから幾日もない、時間的に余裕のないときにこゝにたものを購入するといふことは、はなはだ行政の執行でやりづらい面があるのではなからうかと考へますので要望といふか意見をも申し上げます。

○十七番(関 米吉君) 一つおたずね申し上げたいと思ひますが、ただいま提案理由にもありましたとおり、四十七年度の年度の、締めくくりに補正といふふうになつておるわけでございしますけれども、この補正がいづゆる四十七年度の総括的な最終的なものになるかどうかわかりませんが、四十七年度の全体的な補正六号の執行により

まして、四十八年への繰越金は三千万円となっており、庁舎に關するところの積立金が二千三百万円、実質五千三百万円くらいということになるように思われますが、四十八年度への繰り越すという点面が振興交付金なんか今後期待できないものであるかどうかという点からみまして、どれくらい四十七年度の予算の執行状態からみまして期待されるかお答えしていただきたいと思います。

○企画調査室主幹（生子国利君）

ただいまの質問でございますが、私どもと

しては一応四十八年度当初予算には三千万円という目標を立てております。この三千万円は実際に歳入等が増加にならない場合には、いままでの実績等からしまして大体執行残の整理をいたしますと、この程度が一般的に執行残になる。ただ一歳入がふえますと四十七年度において仮に起債等がつくと昨年のように先決処分を以てまで追加の場合がひろわけですがそういうものが出ますとやはりその分だけ増になるわけです。普通の執行ですと大体三千万円前後が普通ではないかと考えています。

○十七番（関米吉君）

おっしゃることはよくわかるんです。

私がいいましたよう

に、今度初めて二千三百万円の庁舎の積立がありますからそれを含めて大体五千三百万円です。それが繰越金ということになるかならないかは別として、いま言われた次年度のはそういった事業の執行なんかをみないとわからない、あるいはまた前年度みたいなきわめて年度末における収入で先決処分というような場合もあるというようなことではきりないということをおっしゃるんですけれども、結局私のお聞きした

いののは、そういうようなあるといわれたようなものがこれから後にも期待できるのかできないのかという見通しがあるのかどうかということなんです。

○企画調査室主幹（生子国利君）

いま振興交付金につきまして交付税等確

定いたしまして、あと振興交付金がきょう現在折衝しておりますけれどもはっきりしましておりません。これはおそらく予算よりそう大幅にはないというふうに考えております。なお税収等におきましてこれらの税収が現在でも幾分あるということになりますれば入ってきますし、また予算のとおりであれば歳入はちよと見込めない、現在のところ歳入として見込めるものはほとんど入っております。

○十九番（大野行夫君）

本補正は都と国が大体中心財源になっておるんで

いさせていただきますが、市税関係の伸びというものはどの程度になっているのか。またその関係が補正面であらわれておりませんけれども市税関係の現況についてご説明願います。

○税務課長（田村忠雄君）

市税関係では補正第五号でお願いしたものが最終というところがございますが、その後市民税個人分で二百万円程度、法人税で今月分がありましてそれがよくわかりませんが百万円程度増収になるかと思えます。それから固定資産税で大体二百万円程度、ですか

○十九番（大野行夫君）

そうしますと、四十八年度の当初予算のほうに滞納繰越のつておりますけれども、いまの数字を基礎にされてあの数字はのせられたというように考えてよろしいのでしょうか。

○税務課長（田村忠雄君）

滞納繰越分については最終の補正第五号の数字をものといたしてやっております。

○十九番（大野行夫君）

そうしますと相対的に四十八年度関係ではまた多少の変更はあるということですね。補正第五号において一とおりの区切りはつけて整理してありますけれども、補正第五号の時点からの伸び

というものがいま課長からの説明にありましたとおり現在出てきておると思うんです。

いままで毎年の例をみますと、大体一月から三月までの間というものは年間四期の中では一番伸び率というものが大きくあらわれてくると思いますが、そういう面からみまると、繰越処分金等と合せてみても伸びというものが五百万円を相当上回ってくるんじゃないかと思うんですが、算定基準というものは計算の基本というものをどこにおいてこれを一つのデーターとしてあらわしているのかその点をもう一度おたずねいたします。

○税務課長（田村忠雄君）

滞納繰越分につきましては四十七年度の大体九八・一％の徴収率をみまして、その残りまいた分の五〇％ぐらいの一応徴収率をみまして滞納繰越分の調整を組んだわけでございますが、ただいま五百万円程度の調整の伸びがありますと申し上げましたが、一応これは五百万円の伸びのものが残るかはわかりませんので、四十八年度への滞納繰越分の調整としては多少の移動はあるというふうに考えております。

○議長（末次性男君）

以上で質疑を終ります。

○十三番（石川繁治君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十号については各常任委員会に付託し審査せられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

おはかりいたします。

ただいま石川繁治君から本

案は各常任委員会に付託し審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

異議なしと認めます。

よって議案第四十号は

各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君）

日程第十二議案第四十一号昭和四十七年度福生市公共

用地会計補正予算第一号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画調査室主幹生子国利君登壇）

○企画調査室主幹（生子国利君）

公共用地会計補正予算について説明申し上げます。

げます。

本予算はご承知のとおり土地開発基金と関連いたします特別会計でありまして、今回の補正は開発基金より生じます預金利子額がほぼ確定いたしましたのでこれを歳入に受け入るとともに、歳出における諸経費を勘案いたし土地開発基金に対し積立を行なうというのが今回の骨子になっております。

第一条で明記しておりますとおり二百九十六万五千円を追加いたしまして、歳入歳出とそれぞれ三百二十一万五千円と定めようとする次第でございます。

繰越金につきましては、確定いたしましたので七万五千円を追加いたしまして十二万五千円、実質的にこれは四十六年度の決算の結果によるものでございます。

それから預金利子が今回二百八十九万円を追加いたしまして三百九万円と相なる次第でございます。

歳入におきまして二百九十六万五千円追加いたします。

歳出におきましては総務管理費におきまして土地開発基金の基金

分として二百九十五万円、実質的にはこの土地開発基金のほうには当初予算を含めまして三百十万円を今回追加いたします。ーたがいまして基金の総額は一億四千万円と相なります。

次に予備費につきましては一万五千円を計数整理のために追加いたしまして五万円、締めまして二百九十六万五千円と相なっております。それら土地開発基金のほうの関係につきましては、いま現在のところ運用資金は約二千万円程度で運用しております。ーたがいまして現況におきましては一億一千五百万円程度の金額が現在見越されております。

以上はなほだ簡単でございしますが、原案のとおりご可決くださいますようお願い申しまして説明を終わります。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十一号については、委員会付託および討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま石川繁治君から所定の

賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第四十一号は原案とおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十三議案第四十二号昭和四十八年度福生市一般

会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君） 議案第四十二号昭和四十八年度福生市一般会計予

算についてその内容をご説明申し上げます。

昭和四十八年度市政運営の大綱につきましては、本会議の劈頭、市長から所信の表明を申し上げ述べられましたので、私からはその説明となるべく重複しない範囲内で本当初予算案の内容についてご説明を申し上げます。

まず表紙をおめくりいただきますと、一ページに記載されてございます条文はいわゆる予算総則とよばれておるものでございまして、第一条から第五条までの五カ条から成立っておりますが、まず昭和四十八年度の予算案の編成をめぐりまする諸案件につきまして一言触れておきたいと思うのでございます。

昭和四十八年度は前年度に對比いたしますと、国におきましても都におきましても昨年度の景気後退から脱却いたしまして大型予算を編成しているのがその特徴でございまして、まず国の一般会計予算におきましては、その予算規模は前年度対比二四・六%増と前年度対比の予算規模の伸びは十二年前の昭和三十六年度の前年度対比二四・四%の伸びをも〇・二%だけ上回る戦後最高

の伸びを示す予算だそうでございます。そのうち私どもの注目の的でございまする地方交付税、地方債、基地関係交付金等について申し上げますと、まず地方交付税においては毎年度二割程度の伸びを示しております。ただ昨年度だけはご承知のドルショックによる国税三税の税収の落ち込みに備えまして、臨時特別交付金の繰り入れと資金運用部資金からの借り入れにより合計二千六百五十億円の特例追加の措置を講じまして、かろうじて前年度対比二二%の伸びを確保したのでございますが、明昭和四十八年度におきましても地方財政の財源の不足を補いますために昭和四十九年度の地方交付税の増収を引き当てる、すなわち再来年度の地方交付税の増収を引き当てるに必要金運用部資金から九百五十億円を前借することによりまして前年度並々の二二%の伸びを確保した模様でございます。

次に地方債計画につきましては、前年度対比三〇・四%の増を予定している模様でございますが、その増額分のうちで注目すべき点といたしましては、小・中学校を新増築する場合における起債の許可基準を校舎の建築の場合にはその起債許可基準面積を従来よりも

約二〇%増といえますとともに、なお校地の取得の場合の起債許可率も従来の九〇%から九五%に引き上げらる模様でございます。

なお国庫支出関係費におきましては、小・中学校とも校舎建設費の補助率を基準十面積の建設費の二分の一から三分の二に、また小学校の体育館建設費の補助率を中学校の体育館建設費の補助率同様基準十面積の建設費の三分の一から二分の一に引き上げらるること等が注目すべき点でございます。

次に東京都の昭和四十八年度予算は、前年度当初予算に對比いたしまして一九%の増と相なっておりますが、ここに提出申し上げましたのが福生市の昭和四十八年度予算案は、予算規模の上ではきのう市長がご説明申し上げましたとおり、近來にない、本当に近來にない特異な性格をもっておりますのでございまして、いままで申し上げましたとおり国の一般会計予算規模は前年度対比二四・六%の増、それから都の一般会計予算の規模は前年度対比一九%の増、また昭和四十七年度におけるのが福生市の一般会計予算の規模は前年度対比、すなわち昭和四十六年度と昭和四十七年度の当初予算を比べて

みますると三八・二%の増でございまして、この昭和四十八年度一般会計予算案は前年度対比実に七〇・四%の大幅な増加に相なっておりますのでございします。そしてその原因はもちろん各般の実施に付随いた

まゝの国、都などの支出金や起債の財源の近來にない大幅な市への交付によるものでございまして、市税の収入だけといたしましては九億三千四百九十二万一千円と前年度当初予算と対比いたしまして大差はなく二二・五%の増収しか見込んでいないのでございます。

なお、本年度当初予算案は市民税の収入だけは来年度減税があることを若干考慮いたしましてたけれども、他の税目はすべて現行税制を基本として税収の見積もりをいたしまして次第でございしますが、この機会に国が予定しております昭和四十八年度の市町村税制改正案の内容をご説明申し上げますと、個人の市民税の減税と固定資産税の増税それから電気ガス税の減税それから特別土地保有税の創設、この四種類に相なる模様でございします。

まず個人の市民税につきましては、市民負担の軽減をはかりますために基礎控除、配偶者控除、扶養控除等を例年になら

てそれぞれ一万円引き上げ、また夫婦と子ども二人の世帯の課税最低限を現行の八十万五千円から八十六万六千円に引き上げますとともに、なお来年度特筆すべきことは、昭和三十七年度以来実に十年ぶりで課税所得が百五十万円以下の階層の市民税の税率が緩和されること、が予想されるわけでございます。この個人の市民税の税制改正が実施されたといえます。仮りに昨年と一昨年の収入が同額と仮定いたしまして、年収百五十万円の新婚家庭で約五万円の減税、年収二百万円の夫婦と子ども二人の世帯で約七万円近い市民税の減税と相なる予想でございます。本市における来年度市民税の減少予想額は二千三百万円と推定されるのでございます。

次に固定資産税につきましては、明昭和四十八年度はその課税対象であります土地および家屋につき三年に一回の評価替えの年度に当たっておりますのでございしますが、これにつきましては昨日福生市税賦課徴収条例の一部改正案が上程されました際に税務課長からご説明申し上げましたとおり、来年度はその評価替えの時期を機会に住宅用地を除いた工場用地、事務所用地その他いわゆる非住宅用地に対して負担調

整措置、言いかえましますと税の軽減措置を明年度から三カ月の間に撤廃をいたしまして、特に住宅用地以外の固定資産税の課税が強化されること、が予想されるのでございますが、この税制改正が政府の原案どおりに実施されたといえます。明年度における本市の固定資産税の増収見込み額は土地家屋の評価替えを含めまして総額二千二百万円と予想されるのでございます。

次に電気がス税につきましても、昭和三十八年度以来九年ぶりで税率の引き下げが実施される予想でございます。現行税率の七%が来年度は六%に引き下げられますとともに、なお前年度に引き続いて免税点も引き上げられます。電気料については現行の月額八百円が一千円に、ガス代につきましても月額一千六百円の免税点、が二千円にそれぞれ引き上げられる予想でございますが、これに伴います本市の明年度減収予想額は約七百万円と予想されるのでございます。

最後に予定されております市町村税制改正は特別土地保有税の創設でございます。この特別土地保有税と申しますのは、

昭和四十八年七月一日以降に市内で法人が合計五千平方メートル以上の面積の土地を取得した場合には、その取得価格を課税標準といたしまして税率三〇%の課税をするというものでございます。たゞその具体的な内容はまだ国会の上程中でございます。はつきりいたしません。またこの税が創設されたことによりまして福生市の場合にはそれほどの税収は期待できないと予想されるのでございます。

以上申し上げました四つの税制改正によりまして、来年度は本市といまして差し引き八百万円の減収を余儀なくされる予定でございます。が、人口や市民所得の伸び等を考慮いたしまして来年度の税収を算定した結果、市税収入全体といたしましては先に申し上げたとおり前年度の当初予算と比較しては二・五%の増収、前年度最終予算と比較したとしても一八・八%の増収を見込むことができた次第でございます。

なお、第二款の地方譲与税以下第十五款の市債に至るまでの各歳入予算額の見積りにつきましても国および都の予算案の内容等を勘案いたしまして現段階において予想可能なできるだけ多額の金額

と計上するよう努力した次第でございますが、歳入予算で特に説明申し上げておきたいことは、第四款の基地交付金でございます。当面する基地の集約化計画に関連いたしまして現行の防衛施設周辺の整備等に関する法律が抜本的に改正されるまでは防衛施設関係の補助事業には市の自己財源は一月も支出しないという決意を表明いたします。ために、来

年度予定しております防衛施設方補助による民生安定のための諸事業、具体的に申し上げますと防衛道路の建設二本、福生一中の体育館の改築、消防貯水槽の建設五基分これらの諸事業を遂行いたしますために現行法制上必要な自己財源の持ち出しを予想分総額二千三万円は、全額国に負担させるという基本方針のもとに第四款基地交付金の中の調整交付金収入の中に組み入れて予算措置をいたした次第でございます。こうして昭和四十八年度歳入予算の規模は先に

申し上げましたとおり三十二億五千九百七十五万円とおおげさに申し上げます。これは本市空前の超大型予算に相なつた次第でございます。

次に歳出予算案についてご説明を申し上げたいと存じます。

まず歳出予算案の総論的なご説明を申し上げますと、人件費